

労働賃金調査集計結果（埼玉県労務単価基準日：平成31年3月1日）

職種	埼玉県設計 労務単価	元請			1次			2次			3次			4次		
		対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%
01特殊作業員	22,900	8件	25,000 ～ 22,600	109% ～ 99%	9件	25,500 ～ 18,000	111% ～ 79%	1件	18,000	79%						
02普通作業員	20,200	16件	23,000 ～ 18,000	114% ～ 89%	19件	25,000 ～ 16,000	124% ～ 79%	3件	20,800 ～ 14,500	103% ～ 72%						
03軽作業員	14,600	5件	20,000 ～ 16,000	137% ～ 110%	6件	22,700 ～ 16,000	155% ～ 110%									
04造園工	20,300				1件	22,500	111%									
06とび工	26,400	4件	26,400 ～ 25,000	100% ～ 95%	7件	32,600 ～ 21,500	123% ～ 81%									
07石工	26,900	1件	30,000	112%	1件	30,000	112%									
08ブロック工	25,300	1件	20,000	79%												
09電工	23,200	2件	23,000	99%	3件	25,000 ～ 20,000	108% ～ 86%									
10鉄筋工	26,700	1件	25,000	94%	2件	21,500 ～ 20,000	81% ～ 75%									
11鉄骨工	24,800	1件	24,000	97%	1件	21,000	85%									
12塗装工	26,400	2件	26,000 ～ 25,000	98% ～ 95%	2件	26,000 ～ 21,500	98% ～ 81%									
13溶接工	28,000				1件	24,000	86%	1件	23,000	82%						
14運転手(特殊)	24,200	12件	26,000 ～ 21,000	107% ～ 87%	14件	27,900 ～ 21,000	115% ～ 87%	1件	21,000	87%						
15運転手(一般)	21,100	10件	24,000 ～ 19,000	114% ～ 90%	12件	26,100 ～ 18,000	124% ～ 85%	1件	22,000	104%						

労働賃金調査集計結果（埼玉県労務単価基準日：平成31年3月1日）

職種	埼玉県設計 労務単価	元請			1次			2次			3次			4次		
		対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%	対象工事 延べ件数	最高賃金 最低賃金	労務単価 に対する%
42屋根ふき工	-	1件	26,000	-	1件	22,500	-									
43内装工	27,600	1件	25,000	91%	1件	23,000	83%									
44ガラス工	24,600	1件	23,000	93%	1件	20,000	81%									
45建具工	-	1件	23,000	-	1件	20,000	-									
46ダクト工	22,300	1件	21,000	94%	1件	18,500	83%									
47保温工	22,600	1件	21,500	95%	1件	19,000	84%									
49設備機械工	23,000	1件	23,000	100%	1件	20,000	87%									
50交通誘導警備員A	14,300	1件	20,000	140%	2件	20,000 ～ 18,500	140% ～ 129%									
51交通誘導警備員B	12,600	6件	19,000 ～ 15,000	151% ～ 119%	16件	19,000 ～ 9,500	151% ～ 75%									

- ※ 労働賃金の調査対象工事のうち、令和2年度までに工期が終了した案件(23件)について集計を行った。
- ※ 元請及び1次～4次(以下)下請それぞれにおいて、職種ごとの最低賃金となる労働者の労働賃金を調査した。
- ※ 調査した労働賃金の最高値及び最低値と、埼玉県設計労務単価に対する割合を算出した(小数点以下切捨て)。
- ※ 「42屋根ふき工」及び「45建具工」については、埼玉県労務単価が設定されていないため、「-」と表示している。